

高齢者・障害者従事者等による虐待防止研修
類型別のポイント

③心理的虐待

いわき市権利擁護アドバイザー
上田晴男

養介護施設従事者等による高齢者虐待類型(例)

区分 iii 心理的虐待

具体的な例

① 威嚇的な発言、態度

・怒鳴る、罵る。

・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」、「追い出すぞ」などと言い脅す。
など

② 侮辱的な発言、態度

・排泄の失敗や食べこぼしなど**老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。**

・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。

・排泄介助の際、「臭い」、「汚い」などと言う。

・**子ども扱いするような呼称で呼ぶ。**

・本人の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を行う。
など

③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度

・「意味もなくコールを押さないで」、「なんでこんなことができないの」などと言う。

・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。

・**話しかけ、ナースコール等を無視する。**

・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。

・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。
など

④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

・トイレを使用できるのに、**職員の都合を優先し**、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。

・自分で食事ができるのに、**職員の都合を優先し**、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。
など

⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為

・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。

・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。

・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。
など

⑥ その他

・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。

・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。

・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。

・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。

・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。
など

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待類型（例）

心理的虐待

【具体的な例】

① 威嚇的な発言、態度

・怒鳴る、罵る。

・「ここ（施設等）にいられなくなるよ」「追い出す」などと言い脅す。

・「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと威圧的な態度を取る。など

② 侮辱的な発言、態度

・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。

・**日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言う。**

・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。

・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。

・本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ。など

③ 障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度

・無視する。

・**「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。**

・他の利用者に障害者や家族の悪口等を言いふらす。

・**話しかけ等を無視する。**

・障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。

・したくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。など

④ 障害者の意欲や自立心を低下させる行為

・トイレを使用できるのに、**職員の都合を優先し**、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。

・自分で食事ができるのに、**職員の都合を優先し**、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする、職員が提供しやすいように食事を混ぜる。

・自分で服薬ができるのに、食事に薬を混ぜて提供する。など

⑤ 交換条件の提示

・「これができたら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにしない」などの**交換条件を提示する。**

⑥ 心理的に障害者を不当に孤立させる行為

・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。

・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。

・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。

・その利用者以外の利用者だけを集めて物事を決める、行事を行う。など

⑦ その他著しい心理的外傷を与える言動

・車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。

・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。

・利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。

・利用者の前で本人の物を投げたり蹴ったりする。

・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。

・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。など

心理的虐待の捉え方

社会的な関係性を意識しよう！

「関係性」の実態（支配≠被支配）を明示

言動の要因を考えよう！

利用者及び支援者の状態と状況を反映

「慣れ」とあきらめに注意！

利用者の受け止め方と社会的評価

心理的虐待への対応（要因から）

関係性の
見直し
(関係要因)

「個人的」関係性
(支配 # 被支配) の
見直し

「社会的関係性」の認識を
深める
「支援」の提供者（協働）

「業務」負担
(状況要因)

支援体制の見直し
「業務」の合理化

支援力の強化
専門性のサポート

職員・利用者の
状態像の評価
(状態要因)

医療ケア
ストレスマネジメント

相互理解度
状態の安定

【エピソード①】 子ども扱いするような呼称で呼んだり、幼稚な言葉使いで話す

本人：60代 女性 知的障害あり。療育手帳B。30代の頃から障害者支援施設へ入所している。

本人は他入所者や職員から「〇〇ちゃん」と呼ばれている。望ましくないのは分かっているが、長年この呼び方が続いており、「〇〇さん」に替えてみたところ本人が反応しなくなってしまった。理由を聞いても首を振るばかりで伺うとはできなかった。

⇒親密な関係で、本人が希望する場合は「〇〇ちゃん」呼びでも良い？

A.「親密な関係」は誰の評価ですか？本人を社会的な一人の大人の女性として「長年」にわたって扱ってこなかったために、本人が私は「〇〇ちゃん」なんだと思っただけではないでしょうか？いきなり変更してもその意味が本人にはわからないので反応しないのです。改めて障害があっても社会的には大人の女性なので今日からは「〇〇さん」と呼びますね、と説明して続けてください。早ければ1か月程度で「〇〇さん」に慣れて反応すると思います。

【エピソード②】 怒鳴る、本人の意思に反した介助を行う

本人：70代 男性 要介護4 週3回デイサービス利用。

職員Bさんは食事介助の際に本人の口に無理やりスプーンを押し込み「もう食べないの！？早くしてよ、時間もないからこれで終わりでいいよね！」と怒鳴りつけている。本人は困った表情で仕方なく頷く反応を見せる。

⇒職員Bさんは以前仕事が遅いと注意を受けたことがあり、早くしなければという思いがありこのような対応をしたとのこと。本人も頷いており、虐待にはならない？

A.「虐待」かどうかの前に支援者として不適切な言動・対応と言わざるを得ません。食事は利用者にとって大きな楽しみになっています。ゆっくりと本人のペースで食事されるのを介助すべきです。虐待という意味では、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト（介護の放棄・放任）に相当する可能性があります。

ご清聴
ありがとう
ございました。

